

資料 1 - 2

○三芳町文化会館管理規則

平成 31 年 3 月 29 日

三芳町規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三芳町文化会館条例（平成 21 年三芳町条例第 24 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する利用の許可を受けようとする者は、別表第 1 で定める期間に利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の許可に係る事項を変更又は取りやめようとする者は、別表第 1 で定める期間に利用変更・取消申請書（様式第 2 号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、管理運営上支障があると認める場合においては、利用日までに時間的余裕のない申請を受け付けないことができる。

(利用の許可)

第 3 条 指定管理者は、前条の申請を受けた場合において、適当と認めるときは、利用許可書（様式第 3 号）又は利用変更許可書（様式第 4 号）を当該申請者に交付する。

(利用料金の納入)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項の利用料金は、利用許可書の交付と引換えに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(付属設備等の利用料金)

第 5 条 条例第 10 条第 2 項の文化会館の付属設備、器具等を利用する場合の利用料金は、別表第 2 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。ただし、ミニホール、会議室及び音楽スタジオの各部屋に備え付けの付属設備、器具等の利用料金は免除する。

(利用料金の返還)

第6条 条例第11条ただし書の規定による返還の額は、次に定めるところによる。

- (1) 利用者の責めに帰すことのできない事由により、指定管理者が利用許可を取り消した場合 全額
- (2) 利用許可を受けた者が、ホール利用にあつては変更・取消し申請期間までに、その他の利用にあつては利用開始日の前1月までに、前号以外の事由により、利用許可の取消しの承認を受けた場合 全額
- (3) 利用許可を受けた者が、ホール利用を除き、利用開始日の前14日までに利用許可の取消しの承認を受けた場合 半額

2 利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の返還を決定したときは、利用料金返還承認書（様式第6号）を当該申請者に交付する。

4 指定管理者は、利用料金の返還が不相当と認めたときは、利用料金返還不承認決定通知書（様式第7号）を当該申請者に交付する。

（遵守事項）

第7条 文化会館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 次の行為は、これをしてはならない。

- ア 所定の場所以外で飲食をすること。
- イ 暴力、喧嘩等他人に迷惑を及ぼすこと。
- ウ 劇薬、危険物等を搬入すること。
- エ 許可を受けている目的以外で施設、設備等を利用すること。

(2) 次の行為は、許可を受けなければこれをしてはならない。

- ア 火気類（爆発物を含む。）を搬入し、又は使用すること。
- イ 寄附の募集、物品の販売及びこれに類する行為又は飲食物の提供をすること。
- ウ 館内の壁、柱、窓、扉等に貼紙、幕等を掲出し、又は釘類等を打ち込むこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、不正、不当又は公共の秩序を乱す行為をしてはならない。

(利用後の点検)

第8条 利用者は、条例第13条の規定により原状に復したときは、速やかに係員に申し出るとともに点検を受けなければならない。

(施設の立入り)

第9条 指定管理者は、文化会館の施設等の維持管理上必要があると認めるときは、利用を許可している施設等に関係者を立ち入らせることができる。

(入館の禁止等)

第10条 指定管理者は、文化会館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。

(町による管理運営)

第11条 条例第15条第1項の規定により、指定管理者に代わって町が文化会館の管理を行う必要が生じた場合において、この規則中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、第5条中「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第6条第2項、第3項及び第4項の規定中「指定管理者」とあるのは「町長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施設区分		許可申請期間 (第2条第1項関係)	変更・取消し申請期間 (第2条第2項関係)
ホール	舞台及び客席	利用する日の1年前から3か月前までの期間	利用する日の3か月前まで
	舞台のみ	利用する日の3か月前から	利用する日の1か月前まで
楽屋1		利用する日の1年前から3か月前までの期間	利用する日の3か月前まで
楽屋2			
楽屋3			
ミニホール		利用する日の3か月前から	利用する日の14日前まで
会議室1			
会議室2			
音楽スタジオ			
展示室			

備考 指定管理者は、申請者がホール以外の施設をホールと一体的に利用する場合には、ホールの施設区分を適用することができる。この場合においては、第6条第1項第2号又は第3号の規定を適用する。

別表第2（第5条関係）

付属設備・器具利用料金

1 舞台設備

品名	単位	金額（円）	備考
所作台（化粧框含む）	1枚	410	
花道所作台	1式	1,020	
平台	1枚	200	
木足	1個	50	平台利用の際は無料
箱足	1個	50	平台利用の際は無料
開き足	1枚	50	平台利用の際は無料
金屏風	1双	1,020	
司会台	1台	200	
演台	1台	510	
花台	1台	150	
松羽目	1式	1,020	
竹羽目	1式	1,540	
スクリーン	1式	1,020	
めくり立て	1台	100	
人形立て	1台	100	
振り落としパイプ	1個	100	
国旗	1枚	100	
町旗	1枚	100	
紗幕（黒・白）	1枚	1,020	
緋毛氈	1枚	100	
長座布団・高座用座 布団	1枚	200	

上敷（大）	1枚	200	
上敷（中）	1枚	100	
雪カゴ	1個	200	
講釈台	1台	300	
音響反響板	1式	2,050	
吊り看板	1枚	200	
立て看板	1枚	200	
舞台用長机	1台	100	
椅子	1脚	50	演奏者用・舞台用
地がすり	1枚	1,020	
指揮者台	1台	200	
指揮者譜面台	1台	200	
演奏者譜面台	1台	100	
仮設花道	1式	820	上下は別
鳥屋囲い	1式	1,020	
定式幕	1枚	1,540	
バレエシート	1枚	300	ビニールテープ付き
浅黄幕	1枚	1,020	
ホワイトボード	1台	200	
譜面灯	1個	50	電池式（電池は別）
平台用キャスター	1個	50	引枠用
持込み機材電源	1kw	100	

2 楽器類

品名	単位	金額（円）	備考
フルコンサートピアノ ノ（ホール用）	1台	5,140	専用いす付き
セミコンサートピアノ	1台	2,050	専用いす付き

ノ (ミニホール用)			
小型グランドピアノ (音楽スタジオ用)	1台	750	専用いす付き

3 照明設備

品名	単位	金額 (円)	備考
ボーダーライト	1列	1,540	
アッパーホリゾン トライト	1列	2,050	
ローアホリゾン トライト	1列	2,050	
スポットライト	1台	200	1Kw
スポットライト	1台	100	0.5Kw
ピンスポットライト	1台	2,050	
ミラーボール	1台	300	
スモークマシン	1台	510	
ドライアイスマシン	1台	510	
カラーチェンジャー	1台	300	
スタンド	1台	50	
ベーススタンド	1台	50	
種板	1枚	50	
パーライト	1台	200	0.5Kw
ハイクオリティスポ ットライト	1台	200	
ハイクオリティスポ ットライトマシン	1台	100	
効果用スポットライ ト	1台	300	

効果用マシン	1台	100	
オリジナル種板製作	1枚	510	
星球	1式	510	
持込み機材電源	1Kw	100	

4 音響設備

品名	単位	金額 (円)	備考
拡声装置 (メイン卓利用)	1式	2,050	
拡声装置 (舞台袖卓利用)	1式	1,540	
拡声装置 (メイン及び袖卓利用)	1式	2,570	
移動卓	1台	1,020	
マイクロホン	1本	100	
ワイヤレスマイク装置	1式	410	マイク1本付き
マイクスタンド	1台	50	
ダイレクトボックス	1台	100	
三点つりマイク装置 (マイク付き)	1式	2,050	マイク持込みも同じ
カセットデッキ	1台	410	
MDデッキ	1台	410	
CDデッキ	1台	410	
エフェクター	1式	410	
移動スピーカー (ハイボックス)	1式	1,020	
移動スピーカー (サ	1式	1,020	

ブ・ローボックス)			
ステージモニタースピーカー	1台	710	スタンド付き
フロアモニタースピーカー	1台	710	
持込み機材電源	1Kw	100	

5 その他の設備

品名	単位	金額 (円)	備考
16ミリ映写機	1台	2,050	映写技師は利用者負担
ホール用ビデオプロジェクター	1台	1,020	
スタジオ用音響設備	1式	1,020	マイク3本付き
仮設舞台	1台	410	
折りたたみ式譜面台	1台	50	

備考

- (1) ここで定める利用料金は、条例別表第1に定める「午前」「午後」「夜間」の使用時間においてそれぞれ1単位とし、全日を利用する場合は、3単位として計算する。
- (2) ピアノの調律は、利用者の負担とする。

様式第1号から様式第7号まで 略